

衆議院内閣委員会ニュース

【第200回国会】令和元年11月6日（水）、第4回の委員会が開かれました。

- 1 ①一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）
②特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）
 - ・武田国務大臣、一宮人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・塩川鉄也君（共産）及び浦野靖人君（維新）が討論を行いました。
 - ・①について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成—自民、立国社、公明、共産 反対—維新）
 - ・②について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成—自民、立国社、公明 反対—共産、維新）
（質疑者）泉田裕彦君（自民）、中島克仁君（立国社）、中谷一馬君（立国社）、早稲田夕季君（立国社）、
塩川鉄也君（共産）、浦野靖人君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

泉田裕彦君（自民）

- (1) 最低賃金等をめぐる社会情勢及び法改正で期待される効果
- (2) 国家公務員の地域手当制度の内容
- (3) 人事院勧告が民間給与や社会へ与える影響
- (4) 地方の民間企業の給与水準を上げるための方策を政府主導で立案する必要性
- (5) 東京一極集中を是正するための国土交通省の取組及び評価

中島克仁君（立国社）

- (1) 国家公務員の給与改定
 - ア 消費税率の引上げによる国民負担の増大及び障害者雇用率の水増し問題等の事実が生じた状況下で公務員給与の増額をもたらす改正をすることについての武田国務大臣の見解
 - イ 国家公務員の給与改定の検討において、その根拠として考慮したとされる財政事情、経済社会情勢等
 - ウ 国家公務員の給与改定が経済の好循環の拡大に寄与することについて、国民の理解を得ているとする根拠
 - エ 今回の俸給月額の上上げの対象を初任給及び若年層に限定している理由
 - オ 内閣総理大臣等の給与について、俸給月額の上改定がないのに特別給を一般職に準じて〇・〇五分引き上げる理由
 - カ 特別職の給与改定の根拠について、人事院の勧告とは別であることの確認
 - キ 政治判断により、政務三役について増額改定しないとする武田国務大臣の見解
- (2) 国家公務員の定年延長
 - ア 関係法案の提出時期
 - イ 人事院の意見の申出と今回の給与法の改正、自民党行政改革推進本部の意見書との整合性に対する武田国務大臣の見解
 - ウ 国家公務員の定年延長及び今回の給与法改正についての武田国務大臣のビジョン
 - エ 武田国務大臣がリーダーシップを発揮し、国家公務員の定年延長の議論について任期中に結論づける必要性
- (3) 国家公務員の介護離職
 - ア 介護を理由に離職した国家公務員の数及び五年前と比較した増減

- イ 介護休暇の取得者数及び取得率並びに五年前と比較した増減
- ウ 全世代型社会保障改革検討会議の検討項目に介護離職ゼロが入っているかの確認
- エ ウの検討項目に介護離職ゼロが入らない場合、安倍政権の大看板を取り下げた可能性があることの確認

(4) 障害者優先調達推進法に基づく調達方針が同法の趣旨に沿っているかについての政府の見解

中谷一馬君（立国社）

- (1) 国家公務員の給与改定
 - ア 国家財政への影響
 - イ 民間給与が下がる中で国家公務員給与を引き上げる意味
 - ウ 民間給与が上がっているため国家公務員給与を引き上げるとの誤解を招かぬよう官民較差について説明する必要性
- (2) 国家公務員の非常勤職員の待遇改善
 - ア 全ての非常勤職員に期末手当、勤勉手当を支給する必要性
 - イ 給与法改正案が成立した場合に常勤・非常勤職員の給与改定の時期を公平にする必要性
- (3) 国家公務員の長時間労働
 - ア 人事院規則改正により超過勤務の上限を設けた効果
 - イ 妊産婦など配慮が必要な職員が長時間労働を強いられないための環境整備の必要性
 - ウ 上限を超えた場合の罰則の必要性
- (4) 国家公務員の育児休業
 - ア 希望する全ての男性の国家公務員が一カ月以上の育児休業を取得できる状況を目標とする必要性
 - イ 育児休業を取得しやすい環境整備や制度設計の検討内容
- (5) 出入国在留管理庁の特定技能に係る外国人労働者の受入れに関する業務見込みと実際との乖離の原因と現状の人員配置並びに業務量

早稲田夕季君（立国社）

- (1) 人事院が行う職種別民間給与実態調査
 - ア 職種別民間給与実態調査の概要及び他の省庁が行う民間の給与に関する統計調査の概要
 - イ 2019年の職種別民間給与実態調査における民間給与の平均月収及び平均年収
 - ウ 職種別民間給与実態調査の結果と国税庁や厚生労働省が行う調査結果における賃金差及び官民のラスパイレス比較の手法について国民に丁寧に説明する必要性
- (2) 非常勤の国家公務員の処遇改善
 - ア 国家公務員の常勤職員と非常勤職員との間に賃金格差があることに対する武田国務大臣の見解
 - イ 不安定な雇用契約であるハローワーク等の非常勤職員の雇用の安定化を進める必要性
- (3) 期末手当が支給されることとなった地方公務員の会計年度任用職員に勤勉手当も支給するよう早期に制度改正の検討を行う必要性
- (4) 同一価値労働同一賃金
 - ア 同一価値労働同一賃金と同一労働同一賃金の違い
 - イ 国家公務員にも同一価値労働同一賃金を適用させる必要性

塩川鉄也君（共産）

- (1) 国家公務員の高卒初任給（時給）と最低賃金との関係
 - ア 改定後の高卒初任給（時給）が最低賃金を下回っているという日本国家公務員労働組合連合会の

指摘に対する受止め

- イ 民間準拠であれば高卒初任給（時給）が最低賃金を下回るべきではないとの指摘に対する見解
 - ウ 国家公務員の適正な給与の確保のために人事院が実際に最低賃金を算出する必要性
- (2) 国家公務員の非常勤職員の給与
- ア 最低賃金を下回らないように促す旨の人事院の通知の内容及び発出の経緯
 - イ 最低賃金を下回る非常勤職員の給与の実態
 - ウ 非常勤職員の最低賃金に関する実態調査を行う必要性
- (3) 地方公務員の非常勤職員の給与
- ア 最低賃金を下回りかねない非常勤職員の給与の実態についての把握状況
 - イ (2)アの通知のように地方自治体に技術的助言を発出する必要性
 - ウ 最低賃金法の重要性に対する認識
- (4) 公務員の給与が最低賃金を下回るべきではないという点についての武田国務大臣の認識及び今後の取組に向けた決意

浦野靖人君（維新）

- (1) 人事院勧告により官の保育士給与の方が高いという官民較差が更に拡大するとの指摘に対する人事院の見解
- (2) 国会における働き方改革の必要性についての人事院からの提言